

国東市資金リスクマネジメント条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
 - 第2章 資金リスクマネジメントの原則(第5条—第9条)
 - 第3章 市長等及び職員による日常的評価(第10条—第12条)
 - 第4章 監査委員及び議会による独立的評価(第13条・第14条)
 - 第5章 内部統制及び戦略の見直し並びに情報の共有(第15条・第16条)
 - 第6章 委任(第17条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 本条例は、資金リスクに係る統制体制の整備と運用に係る基本事項を定めることにより、現金等出納及び保管に係る不正又は誤りに関するリスクの防止及び発見を通じて市に対する市民の信頼を醸成し、並びに資金調達及び資金運用に係る安全性を優先した最善の業績追求を通じて財政継続性維持に貢献することを目的とする。

(事業定義)

第2条 資金リスクマネジメントとは、資金管理を取り巻く内外の環境及び業務手続きを対象に、前条に定める目的達成に影響を及ぼすリスク又は機会を見出し、リスクに対応するための体制整備及び運用並びに戦略策定及び実行をすべての関係者の関与により行うことで、目的実現を図ることである。

(用語定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 資金管理 市及び市地方公営企業(以下「市等」という。)が、公金又は準公金を対象に、第1条に定める目的を実現するために行う現金等出納及び保管並びに資金調達及び資金運用のことをいう。
- (2) 内部統制 資金リスクマネジメントのうち、経営の範疇である目的又は戦略の策定及び実行を除いた部分のことをいう。
- (3) 公金 市等に属する資金、一時借入金及び歳入歳出外現金のことをいう。
- (4) 準公金 市等に属さない資金のうち、一時借入金及び歳入歳出外現金を除いた市等が管理する資金のことをいう。
- (5) 郵便切手等 郵便切手、郵便はがき、郵便小為替、印紙類その他これに類するものをいう。
- (6) 現金等 現金、預貯金及び郵便切手等をいう。
- (7) 資金調達 短期又は長期の借入のことをいう。

(8) 資金運用 歳計現金、歳入歳出外現金及び地方公営企業の業務に係る現金並びに基金を預金、債券等で保管及び運用することをいう。

(9) リスク 目的を促進又は阻害し、目的達成の成否を不確かにする影響のことをいう。

(10) 機会 目的を促進する影響を及ぼす可能性のことをいう。

(対象資金)

第4条 本条例は、現金等出納及び保管に関して、公金の現金等取扱管理及び準公金管理に適用する。

2 本条例は、資金調達及び資金運用に関して、歳計現金、歳入歳出外現金、基金、及び地方公営企業の資金に適用する。

第2章 資金リスクマネジメントの原則

(リスクの重点的対応)

第5条 市長及び市地方公営企業管理者(以下「市長等」という。)は、リスクの重要性を評価し、重要なリスクに対して重点的な対応を行うことで、効率的かつ効果的なマネジメントを行うものとする。

(現金等出納及び保管に係るリスク対応)

第6条 資金管理における不正又は誤りの重要なリスクは、職員が現金等を取り扱う業務及び準公金管理業務に存在するため、市長等は次の各号に掲げる業務を対象に、内部統制体制を整備し運用するものとする。

(1) 現金等取扱管理

(2) 準公金管理

(資金調達及び資金運用に係るリスク対応)

第7条 市長等は、年次資金調達及び資金運用戦略(以下「年次戦略」という。)を策定し、実行するものとする。

(情報の伝達及び報告)

第8条 市長等は、資金リスクマネジメントに係る情報を、組織内に伝達するとともに、外部から必要な情報を収集しなければならない。

2 市長等は、市民に対する説明責任を果たすために、資金管理活動を公開しなければならない。

3 市長等は、内部通報者の保護を考慮した公益通報制度の整備を行わなければならない。

(専門的人材の育成及び誘致)

第9条 市長等は、資金管理における倫理性及び専門性を備えた人材育成及び誘致を図らなければならない。

第3章 市長等及び職員による日常的評価

(現金等取扱管理及び準公金管理に係る一次的統制)

第10条 市長等は、所属長に現金等取扱管理及び準公金管理に係る複数職員による内部統制を行う一次的な責任があることを明確にしなければならない。

(現金等取扱管理及び準公金管理に係る二次的統制)

第 11 条 会計管理者及び市地方公営企業管理者は、現金等取扱管理に関し、適正な内部統制が行われていることを検証するため、毎年実地検査をし、内部統制報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、準公金管理の内部統制について準用する。この場合において、「現金等取扱管理」とあるのは、「準公金管理」と、「会計管理者および市地方公営企業管理者」とあるのは、「市長等又は執行機関からの指名を受けた職員」と読み替えるものとする。

(年次戦略と実績評価)

第 12 条 市長は、毎年 4 月末日までに監査委員及び議会に年次戦略を提出し、公表しなければならない。

2 市長は、第 1 条に規定する目的に影響を及ぼす重大な環境変化が認められるときは、随時年次戦略の見直しを行い、監査委員及び議会にすみやかに提出し、公表しなければならない。

3 市長は、年次戦略に係る活動状況及び決算業績に関する実績報告書を作成しなければならない。

第 4 章 監査委員及び議会による独立的評価

(現金取扱管理及び準公金管理に係る独立的評価)

第 13 条 市長は、第 11 条第 1 項及び同条第 2 項に定める内部統制報告書を、毎年 12 月末日までに監査委員の審査に付さなければならない。

2 監査委員は、内部統制体制の整備及び運用がなされているかを確認するために、前項の内部統制報告書を審査し、必要により試査を行った上で、市長に審査意見書を提出しなければならない。

3 市長は、第 1 項の内部統制報告書に監査委員の審査意見書を添付して、毎年 4 月末日までに議会に提出し、公表しなければならない。

(資金調達及び資金運用に係る独立的評価)

第 14 条 市長は、第 12 条第 3 項に定める実績報告書を、毎年 10 月末日までに監査委員の審査に付さなければならない。

2 監査委員は、前項の報告書に基づいて、年次戦略の執行状況及び業績について審査し、市長に審査意見書を提出しなければならない。

3 市長は、第 1 項の実績報告書に監査委員の審査意見書を添付して、毎年 12 月末日までに議会に提出し、公表しなければならない。

第 5 章 内部統制及び戦略の見直し並びに情報の共有

(評価の対応)

第 15 条 市長等は、第 3 章及び第 4 章における評価を基に、内部統制及び戦略の見直しを検討しなければならない。

(情報の共有)

第 16 条 市長等は、資金管理の成果向上を目的として、他の地方公共団体及び専門

家との情報共有を図るように努めるものとする。

第6章 委任

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。